

神奈川県環境影響評価条例の規定により事業者が実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域を定めるに当たり従うべき基準  
昭和56年6月1日 告示第489号

改正

平成10年6月5日告示第483号

平成11年5月28日告示第552号

平成28年3月1日告示第71号

神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）第8条第1項、第14条第1項、第29条第1項及び第38条第1項の規定により、事業者が実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域を定めるに当たり従うべき基準を次のとおり定め、昭和56年7月1日から施行する。

実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域は、当該実施計画書及び予測評価書案に係る法対象事業以外の対象事業の実施区域又は当該条例方法書及び条例準備書に係る法対象事業の実施されるべき区域、当該法対象事業以外の対象事業の実施区域又は当該法対象事業の実施されるべき区域の周囲1キロメートル（対象事業が、飛行場の建設に係る事業である場合、工場、事業場の建設に係る事業であつて当該対象事業の実施により建設される工場、事業場から排出される排出ガス量の合計が1時間当たり4万ノルマル立方メートル以上である場合、電気工作物の建設に係る事業であつて当該対象事業の実施により発電電気工作物（火力、地熱又は原子力を原動力として発電を行うものに限る。以下同じ。）を設置する場合、廃棄物処理施設の建設に係る事業であつて当該対象事業の実施により建設される廃棄物処理施設から排出される排出ガス量の合計が1時間当たり4万ノルマル立方メートル以上である場合及び工業団地の造成、土地区画整理事業、公有水面の埋立て又は宅地の造成に係る事業であつて当該対象事業の実施後の土地（当該対象事業以外の対象事業の用に供するものを除く。）に設置される工場、事業場その他これらに類する工作物から排出される排出ガス量の合計が1時間当たり4万ノルマル立方メートル以上である場合又は当該土地に発電電気工作物が設置される場合にあつては、3キロメートル）の区域（以下「基礎となる区域」という。）を包含するように市町村の区域の境界、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項にいう市町村の区域内の町若しくは字の区域の境界、海岸、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川若しくは同法第100条第1項の規定に基づき市町村長が指定した河川、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路又は線路敷（鉄道、地方鉄道又は軌道に係るものに限る。）によつて区画される地域、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する地域（条例方法書の内容について周知を図る必要がある地域に限る。）及び法第15条に規定する関係地域（条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域に限る。）（基礎となる区域が海域に及ぶ場合にあつては、当該海域に係る部分については、当該基礎となる区域）とする。

前文（抄）（平成10年6月5日告示第483号）

平成10年7月1日から施行する。

前文（抄）（平成11年5月28日告示第552号）

平成11年6月12日から施行する。

前文（抄）（平成28年3月1日告示第71号）

平成28年4月1日から施行する。